

議案第144号

公立大学法人大阪定款の一部変更について

公立大学法人大阪定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
(役員会の議決事項) 第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。 (1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる<u>意見</u>に関する事項 [(2)～(5) 略] (審議事項) 第19条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる<u>意見</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの [(2)～(6) 略] (審議事項) 第22条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる<u>意見</u>に関する事項のうち、教育研究に関するもの [(2)～(9) 略] 別表第2 (第25条関係) [表 別紙2 挿入]	(役員会の議決事項) 第16条 [同左] (1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる<u>意見及び年度計画</u>に関する事項 [(2)～(5) 同左] (審議事項) 第19条 [同左] (1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる<u>意見及び年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの [(2)～(6) 同左] (審議事項) 第22条 [同左] (1) 中期目標についての知事及び市長に対して述べる<u>意見及び年度計画</u>に関する事項のうち、教育研究に関するもの [(2)～(9) 同左] 別表第2 (第25条関係) [表 別紙1 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画に関する事項については、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款第16条、第19条及び第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[別表第2 別紙1]

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (㎡)
[同左]			
同	同	生産技術センター	[同左]
同	同	電気実験室	[同左]
[同左]			

[別表第2 別紙2]

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (㎡)
[略]			
同	同	生産技術センター (R 6. 3 除却)	[略]
同	同	電気実験室 (R 6. 3 除却)	[略]
[略]			

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山 英幸

説 明

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、役員会の議決事項等の範囲を改めるとともに、本市及び大阪府が公立大学法人大阪に対し出資した資産の現況を明らかにするため、定款の一部を変更する必要があるので、同法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

- 2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3－4 省 略